（身体の障害）

第二条　令第五条第一号ロの内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる視覚障害であって、長期にわたり身体に存するもの

イ　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

ロ　一眼の視力が〇・〇一以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

ハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

ニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの

イ　両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ロ　一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ニ　平衡機能の著しい障害

三　次に掲げる嗅覚の障害

イ　嗅覚の喪失

ロ　嗅覚の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

四　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

イ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

ロ　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

五　次に掲げる肢体不自由

イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

ロ　一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの

ハ　一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害であって、長期にわたり身体に存するもの

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

六　循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であって、長期にわたり身体に存し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

（報告の期限及び様式）

第三条　法第三十五条第一項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知った日から起算して十日以内に、様式第一による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

（立入検査の証明書）

第四条　法第四十一条第三項の規定により、職員が立入検査をする場合における同条第四項の証明書は、様式第二によるものとする。

附　則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（様式第一）

（注）※印の欄には記入しないこと。

※管理番号	
※受付年月日	年　月　日

製品名	品名（ブランド名）	機種・型式等	（生産国名：　　）
事故発生年月日		年　月　日　午前・午後　　時頃	
火災の有無	1. 有　2. 無	一酸化炭素中毒の有無	1. 有　2. 無
		製品被害の有無	1. 有　2. 無
人的被害区分			
事故内容	①死亡（　）名 ②負傷又は疾病（治療に要する期間が30日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1. 視覚障害（　）名　2. 聴覚又は平衡機能の障害（　）名 3. 嗅覚の障害（　）名 4. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名 5. 肢体不自由（　）名　6. 循環器機能の障害（　）名 7. 呼吸器機能の障害（　）名　8. 消化器機能の障害（　）名 9. 泌尿器機能の障害（　）名 ③負傷又は疾病（治療に要する期間が30日未満のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1. 視覚障害（　）名　2. 聴覚又は平衡機能の障害（　）名 3. 嗅覚の障害（　）名 4. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名 5. 肢体不自由（　）名　6. 循環器機能の障害（　）名 7. 呼吸器機能の障害（　）名　8. 消化器機能の障害（　）名 9. 泌尿器機能の障害（　）名 ④人的被害なし		
事故内容	①事実関係 同一機種による類似事故の発生件数：　　件（本件を除く。） ②事故発生の原因 1. 設計不良　2. 製造不良　3. 使用部品又は材料の不良　4. 経年劣化 5. 表示の不備　6. 取扱説明書の不備　7. 据付・工事の不良 8. その他（　　） （以下、詳細を記述すること。）		